

小ホール附属設備使用料

小ホール 舞台設備	附属設備等の名称	単位	1区分の 使用料(円)	附属設備等の名称	単位	1区分の 使用料(円)
	演台3点セット(演台×1・花台×2) ※1点使用も一式料金	1式	500	箱足	1台	150
	司会者台	1台	300	緋毛氈	1枚	200
	指揮者台(指揮者用譜面台を含む)	1台	500	長布団	1枚	200
	演奏者用譜面台	1台	50	地がすり	1枚	2,600
	譜面灯	1台	50	紗幕	1枚	2,100
	演奏者用椅子	1脚	50	めくり台	1台	100
	コントラバス用椅子	1脚	100	高座用座布団	1枚	200
	チェロ用椅子	1脚	100	落語用講釈台	1式	300
	ひな段ケコミパネル	1式	500	見台・膝隠し	1式	300
	金屏風	1双	2,600	バレ工用シート	1式	2,100
	所作台	1台	200	人形立て	1本	50
	平台	1台	150	受付用長机(4脚まで無料)	1脚	100
開き足	1台	150	受付用椅子(8脚まで無料)	1脚	50	

小ホール 照明設備	附属設備等の名称	単位	1区分の 使用料(円)	附属設備等の名称	単位	1区分の 使用料(円)
	シーリングスポットライト	1列	1,500	ミラーボール つり用変速	1式	1,000
	ストリップライト 100W×8灯	1台	200	" 置き型定速	1式	500
	" 100W×12灯	1台	300	マルチストロボ	1台	1,500
	エフェクトスポットライト 1kw	1式	1,000	ストロボ	1台	1,000
	ソースフォー	1台	300	ロングハンガー	1台	50
	ステージビーム (4台1セット)	1式	800	三足キャスター付きスタンド	1台	50
	ミニブルートライト 500W	1台	500	ハイスタンド	1台	300
	スポットライト 1.5W/ハロゲン	1台	300	丸ベーススタンド	1台	50
	" 1kwハロゲン	1台	300	3連用アーム	1台	50
	" 500Wハロゲン	1台	200	ピンスポットライト 丸型1kwクセノン	1台	3,100
	" 1kwアルミパーライト	1台	300	" 丸型	1台	700
	" 500Wアルミパーライト	1台	200	" 角型	1基	700
" 1kwハイカッターライト	1台	200				

小ホール 照明基本セット	附属設備等の名称		単位	1区分の 使用料(円)
	照明Aセット		1式	3,100
	サスペンションライト 12台	シーリングライト 9台		
	照明Bセット		1式	5,200
	サスペンションライト 12台	シーリングライト 18台		
照明Cセット		1式	7,300	
サスペンションライト 24台	シーリングライト 18台			
カラーフィルター		1枚	500	

小ホール 音響映像設備	附属設備等の名称	単位	1区分の 使用料(円)	附属設備等の名称	単位	1区分の 使用料(円)
	拡声装置	1式	1,000	ダイナミックマイクロホン	1本	500
	ステージ用スピーカー	1台	1,500	コンデンサーマイクロホン	1本	1,000
	はね返り用スピーカー	1台	1,000	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,000
	カセットデッキ	1台	1,500	タイプイン型ワイヤレスマイクロホン	1本	1,000
	MDプレーヤー	1台	1,500	3点吊りマイクロホン装置	1式	2,100
	CLDプレーヤー	1台	1,500	卓上用マイクスタンド	1本	100
	デジタルオーディオテープレコーダー(DAT)	1台	1,500	ブーム型マイクスタンド	1本	100
	ビデオプロジェクター	1台	15,000	床型マイクスタンド	1本	200
	W-VHS(ハイビジョンVTR)	1台	1,500	ダイレクトボックス	1台	500
	HD-LD(ハイビジョンLD)	1台	1,500	移動用ミキサー	1台	2,100

その他設備	附属設備等の名称	単位	1区分の 使用料(円)	附属設備等の名称	単位	1区分の 使用料(円)
	" (ヤマハCFⅢS)	1台	9,400	持ち込み器具電源使用料	1kw	300
	" (ヤマハCFⅢ)	1台	2,600	ホワイトボード(1台)	1台	無料

会館内 共通設備	附属設備等の名称	単位	1区分の 使用料(円)	附属設備等の名称	単位	1区分の 使用料(円)
	カラオケ機材	1式	1,000	椅子	1脚	50
	カラオケ用モニター	1台	2,100	表彰盆	1枚	100
	展示パネル	1枚	200	表彰盆(市章入り)	1枚	100
	長机	1脚	100			

- 附属設備等の使用料は、午前(9時から12時まで)、午後(13時から17時まで)又は、夜間(18時から22時まで)の各時間帯における使用ごとに1回として算定する。
- この表に基づいて算出した使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 持ち込み器具の定格消費電力の合計に1kw未満の端数があるときは、その端数を1kwに切り上げて算出する。
- 附属設備等の使用料には消耗器材費等は含まれません。
また、舞台、照明、音響等に要する増員技術者の人件費は含まれません。
- ピアノ調律をご希望の場合、使用者側でピアノ調律技能士を手配し、使用時間内に調律を行ってください。
- 館内の他の施設専用の設備を利用する場合は、その施設の使用申請も必要となります。
- 会館内共通の附属設備については数に限りがあり、申込順となるため、施設予約時によくご確認の上、設備使用の申請もしてください。